（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるとき）

第六十五条の九の六　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等情報（同項に規定する情報公表対象サービス等情報をいう。第六十五条の九の十において同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるとき及び毎会計年度終了後とする。

（報告の方法）

第六十五条の九の七　次条第三号に掲げる事項の報告は、毎会計年度終了後三月以内に行うものとする。

2　報告は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の八　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

一　情報公表対象サービス等（法第七十六条の三第一項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするとき　別表第一号に掲げる事項に関するもの

二　法第七十六条の三第一項の主務省令で定めるとき　別表第一号及び別表第二号に掲げる事項に関するもの

三　毎会計年度が終了したとき　次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）

イ　事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

ロ　事業所又は施設の収益及び費用の内容

ハ　事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

ニ　その他必要な事項

（法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法）

第六十五条の九の九　都道府県知事は、報告（経営情報の報告を除く。）を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

2　都道府県知事は、経営情報の報告を受けた後、当該報告を受けた経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するものとする。

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十　法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるとき）

第六十五条の九の六　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等（同項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

（報告の方法）

第六十五条の九の七　報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

（新設）

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の八　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の主務省令で定めるときにあっては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法）

第六十五条の九の九　都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

（新設）

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十　法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。